

沼田町空家等管理活用支援法人の制度に関する方針

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の方針)

第2条 法第23条第1項に基づく支援法人の指定に関しては、支援法人の活用に関する沼田町の方針が定められるまでの間、町長はこれを行わないこととする。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。